



資料 2-2

秩保第724-2号

令和元年11月28日

保健医療政策課長様

秩父保健所長

埼玉県地域保健医療計画（第7次）の一部変更に関する
意見について（回答）

標記について、秩父地域保健医療・地域医療構想協議会委員に意見照会したところ、別紙のとおり意見が寄せられましたので送付します。

担当：総務・地域保健推進担当 舟崎
電話：0494-22-3824
FAX：0494-22-2798

埼玉県地域保健医療計画（第7次）の一部変更に関する意見

埼玉県地域保健医療計画（第7次）（一部変更 素案）について、秩父地域保健医療・地域医療構想協議会委員に意見照会したところ、下記のとおり意見がありました。

【P. 20 (2) 必要医師数の確保に向けた施策について】

- ・ 秩父区域は急速な人口減少により、外来患者数も減少している中で、小児科、産婦人科、外科が少なく、診療科目に偏りが生じている現状から、将来に向けた核となる地域中核病院の充実が急務と考える。
- ・ 様々な地域医療活動を継続していく上で、若手医師の確保も重要である。
- ・ 特定地域枠、自治医大卒業生などの義務年限を終えた若手医師が、秩父地域への就職を希望していただけるような魅力ある研修を当地域で行う必要がります。地域内での患者さんの症例数も医療施設、設備もどうしても限られてしましますので、他地域の研修に比べて見おとりしないキャリア形成プログラムが十分に行えることを保証し、地域外の高次医療機関、教育機関での研修日の確保、また地域内においても、研修目的に応じ対応可能いくつかの医療機関を流動的に利用した研修が必要と思われます。
そして、このようなことが可能となるためには、若手医師の人数的余裕をもった派遣がなされることを希望いたします。
- ・ 奨学金貸与者の医師誘導について、秩父保健医療圏では令和2年度から、救急輪番病院の一部辞退により、二次救急輪番体制を維持するための医師の確保が急務となっている。秩父市立病院への医師誘導を最優先にしていただきたい。
将来的に医学生への奨学金制度による県内勤務医師が増加してきた際には、奨学金返済免除要件となる勤務先について、地域性を考慮し、秩父地域については、特定地域の公的病院だけでなく、二次救急輪番病院まで範囲を広げ、優先的に配置されるような計画としていただきたい。
- ・ 医師確保に関連する事項として、SSN（埼玉県急性期脳梗塞治療ネットワーク）と同様に急性心疾患治療を必要とする患者を高次医療機関に直接救急搬送するシステムの構築を要望する。